

江 東 区 公 報

目 次

◎訓 令

江東区職員の障害を理由とする差別の解消
の推進に関する対応要領(1)……………2

◎告 示

建築基準法第 4 2 条第 2 項の規定に基づく
道路位置の一部取消しについて(51)……………3
建築基準法第 8 6 条第 1 項に基づく一団地
の認定(56)……………3
行旅死亡人の告示について(60)……………3
行旅死亡人の告示について(61)……………3
行旅死亡人の告示について(62)……………3
区有道路の解除について(64)……………4
第 1 回区議会定例会の招集について(65)……………4
都市計画法第 3 6 条の規定に基づく開発行
為に関する工事の完了公告について(69)……………5
電線共同溝を整備すべき道路の指定にかか
る告示について(71)……………5
東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地
区地区計画の変更にかかる縦覧について(72) ……7
東京都市計画地区計画臨海副都心有明南地
区地区計画の変更にかかる縦覧について(72) ……7
保管自転車処分告示について（平成 2 8 年
2 月上旬）(76)……………7
青少年センターの休館について(77)……………7
指定地域密着型サービス事業所及び指定地
域密着型介護予防サービス事業所の廃止に
ついて(78)……………7
指定地域密着型サービス事業所及び指定地
域密着型介護予防サービス事業所の廃止に
ついて(82)……………8
保管自転車処分告示について（平成 2 8 年
2 月下旬）(85)……………8
行旅死亡人の告示について(88)……………8

◎告 示（教）

平成 2 8 年第 1 回江東区教育委員会臨時会
の招集(2)……………9
平成 2 8 年第 2 回江東区教育委員会定例会
の招集(3)……………9

◎告 示（選）

江東区選挙管理委員会委員長の就任(3)……………10
平成 2 8 年 3 月 2 日現在調製の選挙人
名簿の縦覧場所(4)……………10
平成 2 8 年 3 月 2 日現在調製の在外選
挙人名簿の縦覧場所(5)……………10
選挙人名簿からの抹消(6)……………10
選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数、
3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(7)……………10
江東区議会議員選挙における候補者の選挙
運動費用に関する収支報告書の要旨の公表
の一部修正について(8)……………10

◎告 示（監）

平成 2 7 年度第 3 回定期監査の結果につい
て(2)……………11
包括外部監査人補助者の解任通知(3)……………11
包括外部監査報告書の公表(4)……………11

訓 令

◎江東区訓令甲第1号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を次のように定める。

平成28年2月26日

江東区長 山 崎 孝 明

江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に基づき、法第7条に規定する行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に関し、職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。以下同じ。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、その事務又は事業の執行に当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、その事務又は事業の執行に当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、副参事以上の職にある者（以

下「監督者」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要がある場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、その解消に向け迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 職員による障害を理由とする差別に関し、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、福祉部障害者支援課に相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口は、必要に応じ、受付方法、対応体制等の充実を図るよう努めるものとする。
(研修及び啓発)

第6条 職員課長及び障害者支援課長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発活動を行うものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告

示

◎江東区告示第 5 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

平成 2 8 年 2 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 4 2 条第 2 項の規定による道路
- 2 指定の取消しの年月日
平成 2 8 年 2 月 8 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区清澄三丁目 4 番 1 0、4 番 1 6 の各一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
延長 5. 8 0 m、幅員 4. 0 0 m

◎江東区告示第 5 6 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 条第 1 項の規定により下記のとおり認定したので、同条第 8 項の規定により告示する。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

認定年月日及び認定番号	敷地の地名 地番	申請者住所氏名	備考
平成 2 8 年 2 月 8 日 第 1 4 0 号	東京都江東区豊洲四丁目 1 番 2 8	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都知事 舛添 要一	

◎江東区告示第 6 0 号

行旅死亡人について

下記の者は、平成 2 7 年 1 月 8 日午前 0 時 5 5 分、江東区新砂三丁目 6 番清砂大橋橋梁化で死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 死亡人
本籍・住所・氏名不詳、年齢 5 5 歳くらいの男性
- 2 特徴
身長 1 5 7 c m 位、体格細め、短めの黒髪、黒色ジャンパー、青色ジーンズ、白色ポロシャツ、黒色 T シャツ、サンダル

◎江東区告示第 6 1 号

行旅死亡人について

下記の者は、平成 2 6 年 1 2 月 1 4 日午前 7 時 1 5 分、江東区東雲一丁目 1 0 番先東雲運河海面上で死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 死亡人
本籍・住所・氏名不詳、年齢 6 0 ～ 8 0 歳代の女性
- 2 特徴
身長 1 5 2 c m 位、黒髪短髪、中肉、水色長袖シャツ、ボーダーシャツ、花柄ジーパン、黒色スニーカー

◎江東区告示第 6 2 号

行旅死亡人について

下記の者は、平成 2 7 年 2 月 1 7 日午前 1 0 時 3 0 分、江東区東雲二丁目 1 3 番東京都港湾局管理で死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 死亡人
本籍・住所・氏名不詳、年齢 5 0 ～ 7 0 歳代

の男性

2 特徴

身長172cm位、体格やせ形、白髪混じり、灰色スタジャン、カーキ色ズボン、紺色トレーナー、黒色Tシャツ、黒色トランクス、灰色靴下、黒色スニーカー、腕時計

◎江東区告示第64号

江東区有通路管理条例（平成4年3月江東区条例第17号）第3条の規定に基づき、区有通路を次のように解除する。

なお、その関係図面は、平成28年2月17日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

平成28年2月17日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整理 番号	路線名	起 点
		終 点
1	6224号	江東区南砂六丁目217番5先
		江東区南砂六丁目206番11先

◎江東区告示第65号

下記事件につき、平成28年第1回江東区議会定例会を2月24日に招集する。

平成28年2月17日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 平成27年度江東区一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成27年度江東区国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 3 平成27年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）
- 4 平成27年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
- 5 平成28年度江東区一般会計予算
- 6 平成28年度江東区国民健康保険会計予算
- 7 平成28年度江東区介護保険会計予算
- 8 平成28年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 9 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
- 10 江東区青少年センター改修工事請負契約
- 11 江東区青少年センター電気設備改修工事請負契約

- 12 江東区立南陽幼稚園外1校園舎その他改修工事請負契約
- 13 江東区立（仮称）第二有明小・中学校新築工事請負契約
- 14 江東区情報公開条例及び江東区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 15 江東区行政不服審査会条例
- 16 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 17 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 18 江東区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 19 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 20 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 21 江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 22 江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 23 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 24 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 25 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 26 江東区区民体育館条例の一部を改正する条例
- 27 江東区消費者センター条例
- 28 江東区産業会館及び商工情報センター条例の一部を改正する条例
- 29 江東区敬老祝金支給に関する条例の一部を改正する条例
- 30 江東区建築審査会条例の一部を改正する条例
- 31 江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 32 江東区立都市公園条例等の一部を改正する条例
- 33 江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 34 江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
- 35 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

例の一部を改正する条例

- 36 江東区児童館条例の一部を改正する条例
- 37 江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 38 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 39 江東区在宅介護支援センター条例を廃止する条例
- 40 江東区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 41 江東区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江 6 2 6 号	江東区豊洲六丁目 10 番 6 地先	次図表示 のとおり
	江東区豊洲六丁目 10 番 1 地先	

◎江東区告示第 69 号

江東区告示第 69 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

平成 28 年 2 月 19 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	江東区新木場三丁目 2 番 41、 42、43、44、45、16 2、267、268、269
2 協議をした者 の住所・氏名	中央区八丁堀二丁目 24 番 3 号 kanzai ホールディングス株式会社 代表取締役 関根 唯夫

◎江東区告示第 71 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成 28 年 2 月 22 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

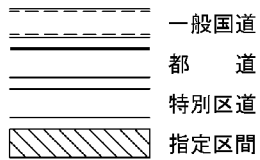
路線名	起 点	指定の概要
	終 点	

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

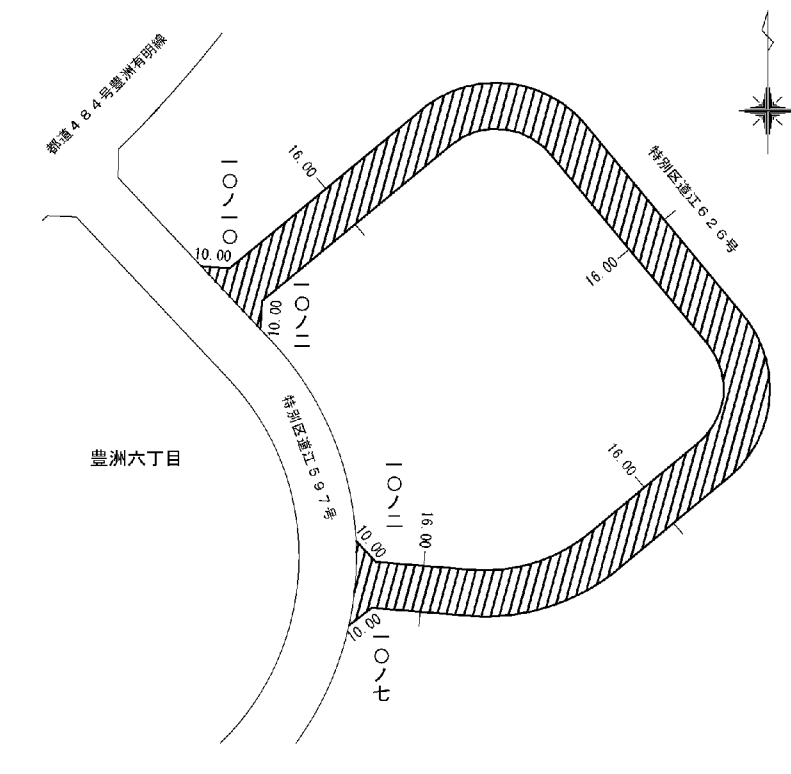
特別区道江 6 2 6 号線

江東区豊洲六丁目地内



延長 四二・七メートル

(電線共同溝予定名称 特別区道江 6 2 6 号線)



◎江東区告示第 7 2 号

都市計画の案について

東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画地区計画 臨海副都心有明北地区地区計画	
都市計画を定める土地の区域	変更する部分	有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目及び東雲二丁目各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎 2 1 階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）	
縦覧期間	公告日から 2 週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

◎江東区告示第 7 3 号

都市計画の案について

東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画地区計画 臨海副都心有明南地区地区計画	
都市計画を定める土地の区域	変更する部分	有明三丁目地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎 2 1 階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）	
縦覧期間	公告日から 2 週間	

意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
---------	--

◎江東区告示第 7 6 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 7 7 号

江東区青少年センターは、設備の老朽化に伴う改修工事のため、下記のとおり休館する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 休館する施設

名 称	位 置
江東区青少年センター	江東区亀戸 7 丁目 4 1 番 1 6 号

2 休館期間

平成 2 8 年 3 月 2 2 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 7 8 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項及び第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所を廃止したので、下記のとおり告示する。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 介護保険事業者番号

1 3 7 1 2 0 1 0 7 8

2 事業所の名称及び所在地

砧デイサービスセンター

東京都世田谷区砧三丁目 9 番 1 1 号

3 事業者及び代表者

事業者 社会福祉法人 友愛十字会

東京都世田谷区砧三丁目9番11号
代表者 小林 和弘
東京都江戸川区西小岩四丁目13番
5号

- 4 廃止年月日
平成27年10月19日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

◎江東区告示第82号

介護保険法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所を廃止したので、下記のとおり告示する。

平成28年2月29日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業者番号
1171900168
- 2 事業所の名称及び所在地
ふれあいランド戸田
埼玉県戸田市大字上戸田5番地の7
- 3 事業者及び代表者
事業者 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
埼玉県戸田市大字上戸田5番地の7
代表者 中村 美喜雄
埼玉県さいたま市南区内谷三丁目1
2番8号
- 4 廃止年月日
平成27年10月28日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

◎江東区告示第85号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第3項の規定により、当該自転車を処分する。

平成28年3月2日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第88号

行旅死亡人について

下記の者は、平成27年11月22日午後5時5分、江東区辰巳一丁目9番都営辰巳一丁目アパート55号棟401号室で死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

平成28年3月3日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 死亡人
本籍、住所及び氏名不詳、男性
- 2 特徴
身長156センチメートル、体格やせ形

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 2 号

下記により、平成 28 年第 1 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

平成 28 年 2 月 12 日

江東区教育委員会

委員長 進 藤 孝

記

- 1 日時 平成 28 年 2 月 15 日（月） 午後 1 時 30 分
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題

日程第 1	議案第 1 号	平成 27 年度江東区一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 2	議案第 2 号	平成 28 年度江東区一般会計予算
日程第 3	議案第 3 号	江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 4 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第 5	議案第 5 号	江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 6 号	江東区立南陽幼稚園外 1 校園舎その他改修工事請負契約
日程第 7	議案第 7 号	江東区立（仮称）第二有明小・中学校新築工事請負契約
日程第 8	議案第 8 号	江東区児童館条例の一部を改正する条例
- 4 教育長の報告
 - (1) 江東区教育施策大綱の策定について ほか
- 5 協議事項

- (1) 教育推進プラン・江東（後期）の策定について ほか 28 号)

◎江東区教育委員会告示第 3 号

下記により、平成 28 年第 2 回江東区教育委員会定例会を招集する。

平成 28 年 2 月 23 日

江東区教育委員会

委員長 進 藤 孝

記

- 1 日時 平成 28 年 2 月 26 日（金） 午前 10 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 教育長の報告
 - (1) 香取小学校改築計画ワークショップ開催について ほか
- 4 協議事項
 - (1) 第二次江東区こども読書活動推進計画について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第3号

江東区選挙管理委員会委員長に次の者が就任した。

平成28年2月19日

江東区選挙管理委員会

東京都江東区東陽三丁目16番13-701号

柴田 幸雄

◎江東区選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、平成28年3月2日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成28年2月29日

江東区選挙管理委員会

縦覧場所

江東区役所 江東区東陽四丁目11番28号

◎江東区選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7の規定により、平成27年12月3日から平成28年3月2日までの間に在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成28年2月29日

江東区選挙管理委員会

縦覧場所

江東区役所 江東区東陽四丁目11番28号

◎江東区選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第3号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり49名を抹消した。

平成28年3月2日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙

権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8,015
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
133,454
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
66,787

◎江東区選挙管理委員会告示第8号

江東区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の公表の一部修正について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、出納責任者が提出した平成27年4月26日執行の江東区議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書について、修正する旨申出があったので、平成27年7月21日付江東区選挙管理委員会告示第28号の一部を別紙のとおり修正する。

平成28年3月2日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項の規定に基づき、平成 27 年度第 3 回定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成 28 年 2 月 15 日

江東区監査委員 伊 藤 貫 造
同 小 出 功
同 若 林 しげる
同 石 川 邦 夫

〔別紙〕

- 平成 27 年度第 3 回定期監査報告書
- 第 1 監査の範囲
- 1 監査の対象事項
- 平成 25、26 及び 27 年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について
- 2 監査の対象施設
- (1) 出張所及び区民館（3 所・2 館）
白河、小松橋（区民館を含む。）、砂町（区民館を含む。）
- (2) 福祉会館（3 館）
古石場、塩浜、東陽
- (3) 保育園（12 園）
森下、東雲、辰巳第三、亀戸、亀戸第二、わかば、大島、大島第五、亀高、東砂第四、南砂第一、南砂第四
- (4) 児童館（5 館）
森下、古石場、塩浜、豊洲、辰巳
- (5) 学童クラブ（2 クラブ）
塩浜、辰巳
- (6) 江東きつずクラブ（2 クラブ）
きつずクラブ越中島、きつずクラブ元加賀
- 3 監査の実施期日
- 平成 27 年 10 月 20 日から同年 11 月 1 日までのうち 12 日間
- 第 2 監査の手続
- 施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。
- 第 3 監査の結果
- 監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認め

られ、重点監査項目の施設の管理状況（震災・火災への対策ほか）についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

◎江東区監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 32 第 8 項の規定に基づき、包括外部監査人から包括外部監査人補助者の解任通知があった。については、同法第 25 条の 32 第 9 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成 28 年 2 月 15 日

江東区監査委員 伊 藤 貫 造
同 小 出 功
同 若 林 しげる
同 石 川 邦 夫

記

- 1 包括外部監査人補助者を解任された者
- 新井 康友 東京都江東区東陽二丁目 4 番 14 - 215 号
- 子安 美奈子 東京都江東区南砂二丁目 4 番 24 - 401 号
- 幡田 宏樹 東京都江東区東雲一丁目 9 番 50 - 2909 号
- 高森 啓史 東京都江東区亀戸一丁目 13 番 9 - 402 号
- 大和 寿子 東京都江東区豊洲三丁目 5 番 3 - 1001 号
- 岡野 貴幸 東京都渋谷区恵比寿三丁目 22 番 13 - 210 号
- 2 解任された日
- 平成 28 年 1 月 31 日

◎江東区監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 38 第 3 項の規定に基づき、別添「平成 27 年度江東区包括外部監査報告書」のとおり公表する。

平成 28 年 2 月 15 日

江東区監査委員 伊 藤 貫 造
同 小 出 功
同 若 林 しげる
同 石 川 邦 夫

〔別紙省略〕